

平成29年3月22日(水)
松浪 健太 議員(維新)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

1問 法曹志望者の減少の要因につき、どのように考えているか、法務当局に問う。

[理由]

- ・ 法曹志望者の減少については、一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定では「法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるもの」となっているといった事情が指摘されているところ。
- ・ また、昨年9月に法務省が文部科学省と共同で実施した法学部生に対する法曹志望に関するアンケートにおいては、法曹志望に当たっての不安として、法科大学院や司法修習における経済的負担等が挙げられているところ。
- ・ 法務省としては、法曹志望者の減少についてはこれら複数の要因が影響しているものと思料。
(・ 修習給付金制度が導入されれば、このような法曹志望者の不安要因の一つを一定程度解消することができ、法曹志望者の確保につながるものと思料。)

(参考)

法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果(抜粋)

[目的・趣旨]

法学部に在籍する学生を対象に志望動向等に関する意識調査を実施し、調査を通じて得たデータを収集・分析することによって、法曹志願者の減少に関する要因等を把握し、今後の施策の検討に活用する。

[対象範囲]

平成27年司法試験合格者数上位20校の法科大学院を置く大学に在籍する法学部生(1年生～4年生)

[現在法曹を志望・選択肢の1つとして考えている学生の不安や迷い]

①司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない 922人(50.7%)

②大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい 612人(33.6%)

③自分に法曹等としての適性があるか分からない 549人(30.2%)

- ④他の進路にも魅力を感じている 520人 (28.6%)
 - ⑤司法修習の1年間、貸与制の下で給与の支給を受けられない 493人 (27.1%)
 - ⑥大学卒業後法科大学院修了までに2～3年の期間要し、時間的負担が大きい 486人 (26.7%)
- (なお、母数は1,819人)

2問 弁護士の収入について、平成23年の調査と平成28年の調査を比較して所得中央値が半減した理由は何か、法務当局に問う。

[前提]

- ・ 法務省が、平成28年に実施した調査によれば、弁護士登録1年目の弁護士の所得の中央値は317万円である。
- ・ 他方、これに先立ち、「法曹の養成に関するフォーラム」(注1)が平成23年に実施した調査によれば、同じく弁護士登録1年目の弁護士の所得の中央値は、新司法試験合格後に司法修習を終えたいわゆる新62期の弁護士につき480万円、旧司法試験合格後に司法修習を終えたいわゆる旧62期の弁護士につき524万円である(注2)。

(注1) 法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の申合せにより開催された。

(注2) 弁護士の経済状況調査

○ 平成23年(法曹の養成に関するフォーラムによる調査)

登録1～15年目	収入の平均値	1,968万円
	所得の平均値	1,036万円
登録1年目	収入の平均値	777万円(新62期) 780万円(旧62期)
	所得の平均値	546万円(新62期) 570万円(旧62期)
	所得の中央値	480万円(新62期) 524万円(旧62期)

○ 平成28年(法務省による調査)

登録1～15年目	収入の平均値	1,491万円
	所得の平均値	716万円
登録1年目	収入の平均値	568万円
	所得の平均値	327万円
	所得の中央値	317万円

〔結論〕

- それぞれの調査については、調査票の回収率に約3倍程度の差があるといった違いもあり（注3）、一概に単純比較できるものではないが、（委員ご指摘の）所得の減少については、経済情勢の変化のほか、取扱事件数の変化といった弁護士の業務を巡る様々な環境の変化等が影響しているのではないかと考えられるところ。

（注3）平成28年調査における調査票の回収率 37.1%
平成23年調査における調査票の回収率 13.4%

（参考資料）

司法修習生採用者数・考試（二回試験）不合格者数

司法修習生採用者数・考試（二回試験）不合格者数

採用年度	採用 年月	修習期	司法修習生 採用者数	考試 不合格者数	(参考)	司法試験 合格者数
平成16年度	16. 4	第58期	1,188	2		
平成17年度	17. 4	第59期	1,499	16	平成16年度	1,483
平成18年度	18. 4	現行第60期	1,455	71	平成17年度	1,464
	18. 11	新第60期	991	76	平成18年度	1,009
平成19年度	19. 4	現行第61期	568	33	平成18年度	549
	19. 11	新第61期	1,812	113	平成19年度	1,851
平成20年度	20. 4	現行第62期	261	23	平成19年度	248
	20. 11	新第62期	2,043	75	平成20年度	2,065
平成21年度	21. 4	現行第63期	150	28	平成20年度	144
	21. 11	新第63期	2,021	90	平成21年度	2,043
平成22年度	22. 4	現行第64期	102	24	平成21年度	92
	22. 11	新第64期	2,022	56	平成22年度	2,074
平成23年度	23. 7	現行第65期	73	46	平成22年度	59
	23. 11	新第65期	2,001		平成23年度	2,063
平成24年度	24. 11	第66期	2,035	43	平成24年度	2,102
平成25年度	25. 11	第67期	1,969	42	平成25年度	2,049
平成26年度	26. 11	第68期	1,761	33	平成26年度	1,810
平成27年度	27. 11	第69期	1,787	54	平成27年度	1,850
平成28年度	28. 11	第70期	1,530	—	平成28年度	1,583

※ 最高裁判所公表資料による。

※ 第70期の修習終了時期は平成29年12月である。

※ 司法修習生採用者数は、各修習期の修習開始日現在の数値であり、再採用者数を含まない。

※ 考試不合格者数には、考試を再受験するために司法修習生に再採用された者を含む。

平成29年3月22日(水)
松浪 健太 議員(維新)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

3問 法科大学院出身者である弁護士の平均収入について、法務当局に問う。

[直接の調査結果は不存在]

- ・ 法科大学院出身者の弁護士のみの収入状況に関する調査資料などは承知していない。

[日弁連による弁護士の収入推移の調査]

- ・ もともと、弁護士の収入金額については、日本弁護士連合会が平成18年、平成20年、平成22年及び平成26年にそれぞれ実施した調査結果が公表されている。平成16年に創設された法科大学院を修了して最初に弁護士登録をした者が現れたのは平成19年12月であるが、その前後を比較すると、例えば、平成18年の収入の平均値が3,620万円、平成20年が3,389万円、平成26年が2,402万円(注1)といったように、収入が低下している様子がみとれる。ただし、各調査年で回答者数が相当異なる上、調査の実施方法が異なる年もあり、単純比較することはできない。

(注1) 日本弁護士連合会による弁護士の収入の調査

○ 収入の平均値

平成18年	3,620万円
平成20年	3,389万円
平成22年	3,304万円
平成26年	2,402万円

○ 収入の中央値

平成18年	2,400万円
平成20年	2,200万円
平成22年	2,112万円
平成26年	1,430万円

※ この収入には、弁護士としての活動による収入によるもので、弁護士活動以外による収入(その他の事業による収入、不動産収入等)は含まれていない。ただし、平成22年は、確定申告

書に基づく弁護士活動以外による収入が含まれている。

[仮に、収入減少の理由について問われた場合]

- 先ほどの調査結果による収入減少の理由について確定的なことを申し上げることは困難であるが、弁護士の取り扱う事件数が減少していることや（注2）、弁護士の業務を巡る様々な環境の変化等も影響しているのではないかと考えられる。

(注2) (注1) の調査回答者の取扱事件数の総数

平成18年	40.57件
平成20年	40.34件
平成26年	33.89件

平成29年3月22日(水)
松浪 健太 議員(維新)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

4問 法曹人口拡大が、弁護士の収入など弁護士の需給バランスに与えた影響について、法務当局に問う。

[法曹人口の拡大と弁護士収入の関係]

- ・ 法曹人口の拡大が弁護士の収入に与えた影響については、弁護士の収入状況が、景気や経済状況等の要因に影響を受けるほか、(先ほど申し上げたとおり、)最近では、企業に雇用されて勤務したり、国の機関や自治体で勤務するなど、弁護士の勤務形態も多様化しているため、一義的に分析することは困難。

(・ もっとも、先ほど申し上げたとおり、日弁連の実施した調査によれば、弁護士数が増加する一方で、弁護士の平均所得・収入が低下している状況が見受けられ、弁護士人口の増加が弁護士の収入減の一つの要因になったとの分析は可能と理解。)

[法曹人口の拡大と弁護士の需要]

- ・ 弁護士の需要の観点からは、近年、法曹人口の大幅な増加により、弁護士数が大幅に増加する一方で、法曹有資格者が、その法的素養を活用して、国の機関や地方自治体、企業や海外展開の分野など、内外の社会経済活動の様々な場面で、社会の法的需要に応える取組が進められているものと承知。

[法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組]

- ・ 法務省としては、(先ほど申し上げた)法曹有資格者の活動領域の拡大の点を含め、一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定の内容を踏まえ、社会の様々な分野において、法曹有資格者の専門性を活用する流れが加速されるよう、関係機関の協力を得て、引き続き必要な役割を果たしてまいりたい。

平成28年3月22日(水)
松浪 健太 議員(維新)

衆・法務委員会
対法務当局(人事課)

5問 平成28年司法試験について、予備試験合格による
受験資格者と法科大学院修了による受験資格者のそれ
ぞれの司法試験合格率について、法務当局に問う。

〔結論〕

- 平成28年司法試験について
- ・ 予備試験合格による受験資格者の合格率は61.52%
 - ・ 法科大学院修了による受験資格者の合格率は20.68%
 - ・ 受験者全体の合格率は22.95%

(参考) 平成28年司法試験の受験状況

	受験者数	合格者数	合格率
受験者全体	6,899名	1,583名	22.95%
法科大学院修了者	6,517名	1,348名	20.68%
予備試験合格資格者	382名	235名	61.52%

(資料) 法科大学院修了者・予備試験合格者別 司法試験合格率等
(平成24年～平成28年)

法科大学院修了者・予備試験合格者別 司法試験合格率等(平成24年～平成28年)

	平成28年			平成27年			平成26年			平成25年			平成24年		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
法科大学院	6,517	1,348	20.68%	7,715	1,664	21.57%	7,771	1,647	21.19%	7,486	1,929	25.77%	8,302	2,044	24.62%
予備試験	382	235	61.52%	301	186	61.79%	244	163	66.80%	167	120	71.86%	85	58	68.24%
全体	6,899	1,583	22.95%	8,016	1,850	23.08%	8,015	1,810	22.58%	7,653	2,049	26.77%	8,387	2,102	25.06%